

南ア入国時の黄熱病予防接種証明書（イエローカード）について

黄熱病汚染国から南アへ入国する際、黄熱病予防接種証明書（イエローカード）の提示が求められています。南ア保健省によれば、**同証明書を所持していない場合**、従来は空港クリニックで同ワクチンを接種することで入国を許可する場合もありましたが、今後は南ア居住者については、空港クリニックにおいて同ワクチン接種後6日間を過ぎるまでは入国を禁止し（右期間中は空港ホテルで待機）、同非居住者（旅行者等の短期滞在者）については、入国を拒否する等運用を厳格に行う方針を表明しています。

なお、たとえ短時間のトランジットであろうとも、黄熱病汚染国を経由しての入国は同様に扱われるそうです（例：ワシントンDC→ダカール（1時間のトランジット）→ヨハネスブルグ）。

現在南アフリカ入国時に黄熱病予防接種証明書を必要とする国・地域は次のとおりです。

（アフリカ）アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウガンダ、タンザニア

（中南米）アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、仏領ギアナ

つきましては、上記の国を旅行・出張等で訪問される際は、黄熱病予防接種証明書（イエローカード）の携帯をお忘れにならないようご注意ください（なお、イエローカードの効力は、ワクチン接種10日後から有効になります。）。

以上

平成23年1月10日
日本大使館領事班
電話:012-452-1500

F A X : 012-452-1600

consul@embjapan.org.za